

審査基準の補足について（平成12年10月11日）

査読制度は学術論文に求められる要件を満たすことを基本方針として審査されますが、「論集編集に関する内規」に示された（審査基準）に補足説明を追加するよう複数の査読委員から要請がありましたので下記の補足をいたします。

① 引用文献が正しく記載されていること

[補足] 注釈の場合は（注1）、（注10）のように当該文章末尾の右肩に記入する。

文献引用の場合は引用した文章の末尾に（著者名、出版年、引用箇所のページ）を記載する。

例示： 「～」（清成忠男、1984、pp.153～154）。

「～」（Williamson, O.E., 1996, p.134）。

この引用文献の書名等は、他の参考文献とともに参考文献欄に記入する。参考文献の掲載順序は著者名のアルファベット順とする。参考文献の記載は、単行本の場合は、著者名（刊行年）書名、出版社名の順で記入する。雑誌論文の場合は、著者名（発行年月）論文名、雑誌名、巻号、当該論文のページの順で記入する。論文末尾に注を先に、次いで参考文献を記載する。

例示：

注

1

2

3

参考文献

- 1 伊藤公一（1999年4月）「『まちづくり3法』と中小企業」『商工金融』第49巻第4号、pp.5～26
- 2 清成忠男（1984年）『経済活力の源泉：日米欧ベンチャー比較』東洋経済新報社
- 3 Williamson, O.E. (1996), *The Mechanisms of Governance*, Oxford University Press.

ウェブサイトから引用する場合は、上記の基準にしたがって論文・文献・資料名を表示したのちに、ウェブサイトのURLと閲覧日を表示する。

例示：

- 1 中小企業庁(2014年)『中小企業白書(2014年版)』pp.100～102
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/h26_pdf_mokuji.html
2014年11月25日閲覧。
- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構(2014年3月)『中小サービス産業における海外展開の実態と課題』
中小機構調査研究報告書第6巻第5号(通号32号) pp.100～102
http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_b_0_keiei/chosa/pdf/h25serviceboueki.pdf
2014年11月25日閲覧。
- 3 本多哲夫・藤本迪也(2013年8月)「自治体におけるビジネスマッチング支援利用企業の実態」
株式会社帝国データバンク『産業調査分析レポート SPECIA』pp.1～13
<http://www.tdb.co.jp/report/specia/pdf/130803.pdf> 2014年7月1日閲覧。

② 既存の研究結果が踏まえられ既存見解と独自見解との区分が示されていること

[補足] 学術論文は既存研究の水準を高め、独自性（新規性）のあるものでなければなりません。それは既存研究を踏まえることによって可能になります。したがって、関連する主要な論文を検討しそれを参照・引用した上で、自己論文の独自性が何かが読者に伝えられる必要があります。

③ 記載された事実及び論理に誤りがないこと（補足事項無し）

④ 事実関係の評価や結論に至る論拠が示されること

[補足] ある事実（例えば、中小企業基本法改正）を肯定的であれ否定的であれ評価する場合に、その客観的論拠が明示されたうえで結論が導出されなければなりません。単に有用、無用であるとか感情的議論は避けてください。

⑤ 論理一貫性があり主張点が明確に示されていること

[補足] 論理が飛躍したり、矛盾した論理が並存したりする論文は学术论文と評価できません。また、その論文で何を主張したいのかを明確に伝える必要があります。さらに、論題はその論文の主要な内容を表示するものでなければなりません、論題と内容が乖離する羊頭狗肉は避けてください。

⑥ 調査報告は事実の報告にとどまらず、理論的または政策的含意が見られること

[補足] 調査報告（政策立案過程等の事実報告を含む）は、いかに新規性があり情報価値があっても学术论文とは評価されません。したがって、そうした事実を生み出した要因なり背景が論理的に説明され、理論的あるいは政策的含意が示されねばなりません。

この補足は2000（平成12）年10月11日から施行する。

2015（平成27）年10月3日追加